

## 【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

### (1) 審議概観

第156回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

#### 〔国政調査等〕

4月23日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（平成14年12月6日提出）について、竹中金融担当大臣から説明を聴取した後、日本承継銀行の財務状況と業務内容、中小金融機関の経営の健全性に関する金融担当大臣の認識、金融機関の不良債権処理が経済全体に及ぼす影響、時価会計制度凍結論に関する金融庁の見解、ソフトバンク社保有のあおぞら銀行株式売却についての金融担当大臣の認識等について質疑を行った。

6月25日、金融問題及び経済活性化に関する調査を行い、りそな銀行決算において繰延税金資産の計上年限を短縮した根拠、省庁のITシステム構築における単年度予算管理の見直しの必要性、旧大和・旧あさひ銀行に対する公的資金注入後の金融庁の監督責任、公的資金返済計画等りそな銀行の経営健全化計画の実現可能性、銀行が中小企業向け貸出を増やすよう制度設計する必要性等について質疑を行った。

7月23日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（6月6日提出）について、竹中金融担当大臣から説明を聴取した後、ローン利子控除制度についての金融担当大臣の所感、郵貯・政策金融の見直し等公的金融の在り方、りそな銀行の不良債権を勘定分離することにより貸し渋りが起こる可能性、旧石川銀行及び旧中部銀行の破綻処理後の経過、過去の公的資金注入の効果とその評価等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成15年1月20日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成15年4月23日（水）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について竹中金融担当大臣から説明を聴いた後、竹中国務大臣、伊藤内閣府副大臣、小林財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行副総裁武藤敏郎君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

### ○平成15年5月9日（金）（第3回）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

### ○平成15年6月25日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- りそな銀行に関する件、繰延税金資産に関する件、予算編成の在り方に関する件、公的資金注入の在り方に関する件、中小企業金融に関する件等について竹中国務大臣、塩川財務大臣、平沼経済産業大臣、小林財務副大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事白川方明君に対し質疑を行った。

### ○平成15年7月23日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について竹中金融担当大臣から説明を聴いた後、竹中国務大臣、塩川財務大臣、高市経済産業副大臣、小林財務副大臣、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 金融問題及び経済活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。